平成23年度包括外部監査結果（公有財産）に対する措置等対応状況（平成25年度継続調査）

管理番号	所管課	監査対象	区分	項目		主な内容	報告書ページ	平成24年度末調査　前回調査からの検討結果，進行状況等（平成25年3月31日までの対応状況）	平成25年度調査　前回調査からの検討結果，進行状況等（平成26年3月31日までの対応状況）	措置等対応状況の区分
1	資産管理課	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する検討結果	指摘事項	8．行政財産の使用許可及び普通財産の貸付	② 普通財産の貸付時の保証人について	・保証人が立っている貸付はなく、関係書類においても保証人の必要性を検討している場合はほとんど見られなかった。財務規則上で規定されている以上、少なくとも保証人の必要性について関係書類上で適切に検討され、承認される必要がある。 ・現在の申請書及び決議書の様式には、いずれも検討を行う欄がないことが、検討漏れの原因とも考えられるため、様式の変更もあわせて検討されたい。 ・上記規定の「市長がその必要がないと認めるとき」の内容も曖昧であるため具体的事例を定め、その上で「その他市長がその必要がないと認めるとき」等の条項をバスケット条項として記載することが考えられる。	72	申請書及び決議書様式の修正案を作成し，財務規則第246条（保証人）の「市長がその必要がないと認めるとき」の基準案についても先進市の例を参考として作成しましたが，これに連動して賃貸借契約書（雛形）を保証人を付した形で作成する必要があることから引き続き法規担当部署等と協議中を進めていきます。	普通財産の貸付時の保証人の取扱いを財務規則に合わせ，申請書及び決議書様式を改めました。 また，「市長がその必要がないと認めるとき」の取扱基準も併せて作成し，運用を開始しました。	措置等を講じた